

(案)

制定 平成 26 年 6 月 19 日 環水大自発第 1406191 号  
一部改正 平成 27 年 4 月 9 日 環水大自発第 1504094 号  
一部改正 平成 28 年 月 日 環水大自発第 号

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱を次のとおり改正する。

平成 28 年 月 日

環境大臣 大塚 珠代

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱

(通則)

第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、低炭素化を目標に掲げた公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組に関する計画（以下「公共交通利用転換事業計画」という。）の策定及び当該計画の具体化のために必要となる事業の実施に要する経費の一部を国が補助することにより、マイカーへの依存度が高い地方都市部をはじめとした地域における、マイカーから二酸化炭素排出量の少ない公共交通への利用転換を促進し、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、もって地球環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「公共交通利用転換事業計画」とは、次の各号のいずれかに掲げる計画に基づく計画であって、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組に関する事項及びこれらの取組による二酸化炭素排出量の削減目標その他の別に定める事項が定められているものをいう。

- 一 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温暖化対策推進法」という。）第 20 条の 3 第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が策定する地方公共団体実行計画であって、公共交通への利用転換による低炭素化を目標として掲げたもの
- 二 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生

法」という。)第5条第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する地域公共交通網形成計画であって、公共交通への利用転換による低炭素化を目標として掲げたもの

三 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「都市低炭素法」という。)第7条第1項に基づき、市町村が作成する低炭素まちづくり計画であって、公共交通への利用転換による低炭素化を目標として掲げたもの

四 前各号に掲げる計画のほか、これらの計画に準じる計画として環境大臣(以下「大臣」という。)が認めたもの(次条第2項第4号の規定により大臣が認めた協議会に属する者が当該計画及び公共交通利用転換事業計画を作成する場合に限る。)

2 この要綱において「事業を完了した日」とは、公共交通利用転換事業計画の策定が完了した日又は公共交通利用転換事業に係る設備・車両等の導入を完了した日をいう。

(交付の対象等)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を交付の対象とし、補助事業に要する経費のうち、補助対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付する。

一 公共交通利用転換事業計画策定事業

公共交通利用転換事業を実施するために必要な調査を実施し、その調査結果に基づき公共交通利用転換事業計画を策定する事業で、別表第1の第2欄に掲げるもの

二 公共交通利用転換事業

公共交通利用転換事業計画に基づき行う事業のうち、必要な設備・車両等を導入する事業で、別表第1の第2欄に掲げるもの

2 補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる協議会に属する民間企業、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、法律により直接設立された法人、都道府県・市町村・特別区及び地方公共団体の組合並びにその他各号協議会を構成する者であって大臣が適当と認めた者とする。

一 温暖化対策推進法第26条第1項に規定する協議会

二 活性化再生法第6条第1項に規定する協議会

三 都市低炭素法第8条第1項に規定する協議会

四 前各号に掲げる協議会のほか、これらの協議会に準じるものとして大臣が認めたもの

3 他の補助金等(適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて行われる事業は、交付の対象としない。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の各項に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

2 公共交通利用転換事業計画策定事業

一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の

額を選定する。

三 前号で選定された額と、第一号により算出された額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### 3 公共交通利用転換事業

一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。

三 前号で選定された額と、第一号により算出された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (交付の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 2以上の者が共同で補助事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表事業者を申請者とする。なお、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表事業者以外の者を共同事業者という。

#### (変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

#### (交付決定の通知)

第8条 大臣は、第6条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 大臣は、第6条第1項に規定する交付申請書又は前条に規定する変更交付申請書が到達した日から起算して、原則として2か月以内に当該申請に係る前項による交付決定を行うものとする。

3 第5条第1項ただし書の規定より交付額の算定が行われた場合、大臣は、補助金等に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行う旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には次の条件が付されるものとする。

一 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

二 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

三 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第5による計

画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第7条に定める手続によるものとする。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

イ 別表第1の第3欄に定める補助事業に要する経費の配分（第4条第一号の事業については、別表1の第3欄に定める人件費及び業務費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費を、第4条第二号の事業については、別表第2の第1欄に定める経費ごとの配分をいう。）の変更（変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除く。）をしようとするとき。

四 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

五 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

六 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について大臣の要求があった場合には、速やかに様式第8による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

七 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

八 補助事業者は、補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理を行うこととし、補助事業の経費についての収支簿を備え、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、当該収入及び支出額について、その内容を証する書類を整備しておかなければならない。

九 補助事業者は、前号の収支簿その他の証拠書類は、補助事業の完了（第四号による中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保管しておかなければならない。

十 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第11条第4項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りではない。

十一 大臣は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り補助事業が完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に

関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十四 補助事業者は、補助事業により整備された取得財産等に環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

#### （申請の取下げ）

第10条 申請者は、第8条第1項による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で大臣に申し出なければならない。

#### （補助事業の遂行の命令等）

第11条 大臣は、第9条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令、本要綱、実施要領（以下「法令等」という。）、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### （実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第9条第四号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項の完了実績報告書に準じた年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 大臣は、補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第5条第1項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、第1項又は第2項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第13条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、補助事業者が地方公共団体であって、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の議決を必要とする場合で、かつ、当該期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で大臣が別に定める日以内とすることができる。
- 4 大臣は、前項の返還期限内に返還を命じた額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

- 第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消等)

- 第15条 大臣は、第9条第四号に定める補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に従わない場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 大臣は、前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取消である場合には、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項(ただし書を除く。)及び第4項の規定を準用する。

#### (その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省水・大気環境局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。  
ただし、平成26年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 2 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号。以下「改正法」という。）による改正前の活性化再生法第5条第1項の規定に基づき策定された地域公共交通総合連携計画は、当分の間、本要綱に基づく補助金の交付に関する限り、改正法による改正後の活性化再生法第5条第1項の規定に基づき策定された地域公共交通網形成計画とみなす。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年 月 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用し、平成27年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例によるものとする。

別表第 1

1 事業区分	2 事業内容	3 補助対象経費	4 基準額
公共交通利用転換事業 計画策定事業	公共交通利用転換事業計画の策定に必要な会議開催業務、現況実態調査及びニーズ把握調査等並びに計画策定業務	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。）	大臣が必要と認めた額
公共交通利用転換事業	<p>以下の必須事業に1つ以上の選択事業及び自動車から公共交通機関等への転換を明示的に促進する措置を複合的に組み合わせることによって、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上を図る取組</p> <p>[必須事業]</p> <p>幹線系統における輸送力又は速達性の向上のための設備等導入事業</p> <p>i) LRT システム又は BRT システムの整備に伴う車両の導入及び停留所設備の整備</p> <p>ii) LRT システム又は BRT システムと自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業</p> <p>iii) LRT システム又は BRT システムの整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業</p> <p>[選択事業]</p> <p>① 幹線系統と接続する支線系統に係る再編・拡充のための設備等導入事業</p> <p>i) 支線系統における車両の導入及び停留所設備の整備</p> <p>ii) 支線系統と自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業</p> <p>iii) 支線系統の整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業</p>	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、機械器具費及び事務費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	大臣が必要と認めた額



	<p>②幹線系統相互間又は支線系統等との乗継の円滑化のための設備等導入事業</p> <p>i)LRT システム又はBRT システムと支線系統の乗換のための結節点における待合設備の整備</p> <p>ii)LRT システム又はBRT システムと支線系統の結節点における自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業</p> <p>iii)LRT システム又はBRT システムと支線系統の結節点の整備に併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業</p>		
--	---	--	--

(注)

- (1) 公共交通利用転換事業については、地域の状況に応じ、必須事業のみでも補助事業とすることを妨げない。
- (2) 公共交通利用転換事業[必須事業]については、i)～iii)に掲げる全ての事業を網羅的に実施することを求めるものではないが、少なくともi)に掲げる事業により幹線交通ネットワークの再編・見直しを行う必要がある。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		労務費	<p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p>
		(間接工事費) 共通仮設費	<p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>

機械器具費    事務費	機械器具費	<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機械器具及び車両等の購入、改造及び改修並びに購入物の運搬、調整及び据付け等に要する費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び機械器具費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
	測量及試験費													
	機械器具費													
	事務費													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

環 境 大 臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第6条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 事業区分
- 2 補助事業の目的及び内容  
別紙1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 金 円  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 4 補助事業に要する経費  
別紙2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日  
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 6 その他参考資料

注1 「6 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款又は寄付行為を添付すること。また、別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備システム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・計算書等を添付すること。

2 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

3 補助事業者が地方公共団体又は地方公共団体の組合の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」又は「地方公共団体の組合の長」の役職及び氏名を記入すること。

公共交通利用転換事業計画策定事業 実施計画書

事業実施の団体名 (代表事業者)				
事業実施の代表者	氏 名 役 職 所 在 地 電話／F A X E-mailアドレス			
事業実施の担当者	氏 名 所 属 部 署 役 職 所 在 地 電話／F A X E-mailアドレス			
経 理 責 任 者	氏 名 所 属 部 署 役 職 所 在 地 電話／F A X E-mailアドレス			
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者		
		氏 名	所 属 部 署 ・ 役 職 名	電 話 ／ F A X
				E-mailアドレス
第 4 条 第 2 項 に 定 める 協 議 会	協 議 会 名、設 置 の 目 的、設 置 日 時、会 員 名、設 置 の 根 拠 法 令 等 を 記 入 す る こ と。ま た、会 員 名 簿、協 議 会 の 規 約 等 を 添 付 す る こ と。			
事 業 の 目 的 ・ 基 本 方 針	※ 計 画 策 定 事 業 の 目 的 及 び 基 本 方 針 を 1 0 0 ～ 2 0 0 字 程 度 で 記 入 す る こ と。			
事 業 の 内 容、実 施 方 法 及 び ス ケ ジ ュ ー ル	※ 計 画 策 定 事 業 の 具 体 的 な 内 容、実 施 方 法 及 び ス ケ ジ ュ ー ル (当 該 計 画 に 位 置 づ け ら れ た 事 業 実 施 ま だ の ス ケ ジ ュ ー ル を 含 む) を 記 入 す る こ と。な お、関 係 者 間 の 合 意 形 成 の 場 (地 域 協 議 会 等) を 設 け る 場 合 は、そ の 主 な も の を ス ケ ジ ュ ー ル 中 に 明 記 す る こ と。 ※ 本 補 助 事 業 で 対 象 と す る 計 画 は、先 進 的 な モ デ ル 事 業 を 実 施 す る も の で あ る こ と に 留 意 す る こ と。			

<p>二酸化炭素排出抑制効果</p>	<p><b>【CO2削減効果】</b>  ※ 下記留意事項を踏まえ、年間のCO2削減量を算定する具体的な方法及び当該方法に基づき算定した削減量見込みを記入すること。</p> <p><b>【CO2削減効果の算定に当たっての留意事項】</b>  ※1 CO2削減効果の算定は、自家用自動車から公共交通、自転車又は徒歩に転換したことを示す具体的に検証可能な数値に基づくものとする。こと。  ※2 申請に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。  ※3 具体的な数字を基に推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。  ※4 CO2排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン(<a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/suishin_g/index.html">URL:http://www.env.go.jp/earth/ondanka/suishin_g/index.html</a>)、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック&lt;初版&gt;(平成24年7月環境省地球局)(<a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">URL:http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a>)などを参考にすること。排出係数については、以下を使用すること。</p> <table border="1" data-bbox="470 884 1410 1104"> <thead> <tr> <th>燃料種</th> <th>単位</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>KgCO2/リットル</td> <td>2.32</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>kgCO2/リットル</td> <td>2.58</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス(LPG)</td> <td>KgCO2/kg</td> <td>3.00</td> </tr> <tr> <td>液化天然ガス(LNG)</td> <td>KgCO2/kg</td> <td>2.70</td> </tr> </tbody> </table>	燃料種	単位	値	ガソリン	KgCO2/リットル	2.32	軽油	kgCO2/リットル	2.58	液化石油ガス(LPG)	KgCO2/kg	3.00	液化天然ガス(LNG)	KgCO2/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	KgCO2/リットル	2.32														
軽油	kgCO2/リットル	2.58														
液化石油ガス(LPG)	KgCO2/kg	3.00														
液化天然ガス(LNG)	KgCO2/kg	2.70														
<p>事業の実施体制</p>	<p>※ 計画策定事業の実施体制・組織について簡潔に記入すること。  ※ 2以上の者による共同事業の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明記すること。</p>															
<p>資金計画</p>	<p>※ 計画策定事業に関する収支と資金の調達計画(方法)を記入すること。</p>															
<p>備考</p>	<p>※ 他の助成制度により、これまで関連する事業(調査を含む。以下同じ。)を行っている場合、又は今後関連する事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔に記入すること。</p>															

注：①本計画書に、事業の仕様書(案)等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。

③記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

公共交通利用転換事業 実施計画書

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名				
	役 職				
	所 在 地 電話／F A X E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名				
	所 属 部 署 役 職				
	所 在 地 電話／F A X E-mailアドレス				
経 理 責 任 者	氏 名				
	所 属 部 署 役 職				
	所 在 地 電話／F A X E-mailアドレス				
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所 属 部 署 ・ 役 職 名	電 話 ／ F A X	E-mailアドレス
第 4 条 第 2 項 に 定 める 協 議 会	※ 協議会名、設置の目的、設置日時、会員名、設置の根拠法令等を記入すること。また、会員名簿、協議会の規約等を添付すること。				
事業の目的・内容	※ 事業の目的を100～200字程度で記入すること。				
	※ 事業の内容を記入すること。 (公共交通利用転換事業計画は、先進的なモデル事業を実施するものであることに留意し、当該計画における位置づけを明らかにすること。) (自動車から公共交通機関等への転換を確実に促進する措置についても記入すること。)				
導入設備・車両	※ 事業により導入する設備・車両について、設備・車両ごとにその規模・構造・導入数及び導入場所等を記入すること。設備・車両は、要綱別表第1の第2欄の事業の表記に沿って記入すること(例：幹線系統における輸送力又は速達性の向上のための設備等(LRTシステムの整備に伴う車両の導入))				



<p>二酸化炭素排出抑制効果</p>	<p><b>【CO2削減効果】</b></p> <p>※1 下記留意事項を踏まえ、事業実施前の1年間におけるCO2排出量を推計する。これに基づき、事業実施後5年間におけるCO2削減量の見込み量を記入すること。また、事業によるCO2削減効果が5年を超えて継続すると見込まれる場合（車両や設備の耐用年数が5年を超える場合など）には、適切に期間を設定の上、当該期間のCO2削減量をあわせて記入すること。</p> <p>※2 事業実施後5年間にわたって、毎年度末にCO2削減量をモニタリング・報告するものとし、その具体的な方法について記入すること。</p> <p><b>【CO2削減効果の算定に当たっての留意事項】</b></p> <p>※1 CO2削減効果の算定は、自家用自動車から公共交通、自転車又は徒歩に転換したことを示す具体的に検証可能な数値に基づくものとする。</p> <p>※2 申請に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。</p> <p>※3 具体的な数字をもとに推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。</p> <p>※4 CO2排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン(<a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/suishin_g/index.html">URL:http://www.env.go.jp/earth/ondanka/suishin_g/index.html</a>)、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈初版〉（平成24年7月環境省地球局）(<a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">URL:http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a>)などを参考にすること。排出係数については、以下を使用すること。</p> <table border="1" data-bbox="470 1097 1388 1317"> <thead> <tr> <th>燃料種</th> <th>単位</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>KgCO2/リットル</td> <td>2.32</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>kgCO2/リットル</td> <td>2.58</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス（LPG）</td> <td>KgCO2/kg</td> <td>3.00</td> </tr> <tr> <td>液化天然ガス（LNG）</td> <td>KgCO2/kg</td> <td>2.70</td> </tr> </tbody> </table>	燃料種	単位	値	ガソリン	KgCO2/リットル	2.32	軽油	kgCO2/リットル	2.58	液化石油ガス（LPG）	KgCO2/kg	3.00	液化天然ガス（LNG）	KgCO2/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	KgCO2/リットル	2.32														
軽油	kgCO2/リットル	2.58														
液化石油ガス（LPG）	KgCO2/kg	3.00														
液化天然ガス（LNG）	KgCO2/kg	2.70														
<p>事業の実施体制</p>	<p><b>【事業の実施体制】</b></p> <p><b>【設備・車両の維持管理体制】</b></p> <p>※ 導入する設備・車両を申請者以外の事業者が運用・管理する場合には、その事業者等を含めて記入すること。</p>															
<p>資金計画</p>	<p>※ 事業に関する収支と資金の調達計画（方法）を記入すること。公共交通利用転換計画事業全体に係る収支と資金計画を各年度毎に記入すること。また、これまでに実施した関連する事業による補助金の交付状況及び後年度負担額も記入すること。</p>															
<p>事業実施のスケジュール</p>	<p>※ 事業のスケジュールを記入すること。事業期間が複数年度にわたる場合には、全行程を含めたスケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのかが明らかにわかるように記入すること。また、後年度負担額も記入すること。なお、別紙を添付してもよい。</p>															
<p>備考</p>	<p>※ 他の助成制度により、これまで関連する事業を行っている場合、又は今後関連する事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔</p>															

	に記入すること。
--	----------

注：①本計画書に、導入する設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記入すること。

③記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

④公共交通利用転換事業計画及びその基礎となる地方公共団体実行計画、地域公共交通網形成計画又は低炭素まちづくり計画等を添付すること。

公共交通利用転換事業計画策定事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入額	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3)と(6)を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/3
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目	金額	積算内訳		
合計	円			

注：本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

## 公共交通利用転換事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入額	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3)と(6)を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注：本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

環 境 大 臣 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業区分

2 国庫補助変更申請額

3 変更内容

4 変更理由

（注）具体的に記入する。

注1 2の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記入する。

2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

3 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

4 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付決定通知書

補助事業者 殿

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号 交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の国庫補助基本額及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、国庫補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

国庫補助基本額	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額はこの交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱（平成26年6月19日環水大自発第1406191号。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第5条第1項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）変更交付決定通知書

補助事業者 殿

平成 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱（平成26年6月19日環水大自発第1406191号。以下「交付要綱」という。）第8条第1項の規定により、平成 年 月 日付け環水大自発第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の国庫補助基本額及び補助金の額は、次のとおりである。

変更前国庫補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後国庫補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）実施要領（平成 年 月 日 第 号）に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第5条第1項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

注 増減額の記載において変更額が減少する場合は、金額の表示に▲を付すること。

環 境 大 臣 殿

（補助事業者）  
住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第 9 条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業区分
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

注 1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 1 に変更後の内容を記入して添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 2 に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記入して添付すること。

3 要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

4 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。



環 境 大 臣 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第9条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業区分
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の期間
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

- 注1 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記入した書類及び様式第1の別紙2に中止（廃止）前の金額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）後の金額を下段に記載した書類を添付すること。
- 2 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
  - 3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

環 境 大 臣 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第9条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 事業区分
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

- 注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。  
2 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。  
3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

環 境 大 臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業) 遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)交付要綱第 9 条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業区分

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況

- 注 1 要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。  
2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

環 境 大 臣 殿

（補助事業者）  
住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第9条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事業区分
- 2 補助金額（要綱第13条第1項による額の確定額）  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円

注1 別紙として積算の内容を添付すること。

2 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

3 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

様式第10（第9条関係）

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）  
取得財産等管理台帳（平成 年度）

財産名 （備品等名）	規格	数量	単価 （円）	金額 （円）	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第9条第十三号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記入すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

環 境 大 臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業) 完了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)を完了(廃止)しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業区分

2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円(平成 年 月 日 番号)  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

3 補助事業の実施状況

別紙 1 実施報告書のとおり

4 補助金の経費収支実績

別紙 2 経費所要額精算調書のとおり

5 補助事業の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

6 添付資料

- (1) 完成図書(各種手続き等に係る書面の写しを含む。)
- (2) 写真(工程等がわかるもの)
- (3) その他参考資料(領収書等を含む。)

注 1 要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

- 2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」、「氏名又は名称」、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職及び氏名を記入すること。

実施報告書  
(公共交通利用転換事業計画策定事業)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）により、下記のとおり会議開催、現況実態調査及びニーズ把握調査並びに計画策定業務を実施したので、今年度における公共交通利用転換事業計画の活用状況とともに報告いたします。

1. 本事業により実施した公共交通利用転換事業計画策定事業の報告

- (1) 会議開催状況の報告
- (2) 現況実態調査の報告
- (3) ニーズ把握調査の報告
- (4) 計画策定業務の報告

2. 公共交通利用転換事業計画

3. 公共交通利用転換事業計画の活用状況の報告

(注1) 転換事業計画に記載されている事項の進捗状況及び翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入すること。

実施報告書  
(公共交通利用転換事業)

平成 年度において、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）により、下記のとおり事業を実施したので、報告いたします。

1. 本事業により実施した公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組の報告

- ※1 事業実施後の当該地域内における交通路線図、施設整備図、ダイヤ、その他本事業に付帯して実施した施設整備の概要を添付すること。
- ※2 本事業を実施するに当たって開催した協議会の議事録、資料及び報告書を添付すること。

2. 本事業による二酸化炭素削減効果の報告

【CO<sub>2</sub>削減効果】

【CO<sub>2</sub>削減効果の算定根拠】により算定した年間のCO<sub>2</sub>削減量を記入してください。

【CO<sub>2</sub>削減効果の算定根拠】

【CO<sub>2</sub>削減コスト】

【CO<sub>2</sub>削減効果】に記入したCO<sub>2</sub>削減量1トン削減するために必要なコスト（円/tCO<sub>2</sub>）について、記入してください。

【CO<sub>2</sub>削減コストの算定根拠】

- (注1) 算定根拠について、できるだけ具体的に記入すること。
- (注2) 算定根拠となる数値は、検証可能な数値とすること。
- (注3) 算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。



経費所要額精算調書  
(公共交通利用転換事業計画策定事業)

## 1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の 収入額	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費実 支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較し て少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/3	(9) 補助金交付決定 額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

## 2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
合 計	円	

注：本内訳に、領収書等を添付すること。

経費所要額精算調書  
(公共交通利用転換事業)

## 1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の 収入額	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費実 支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較し て少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2	(9) 補助金交付決定 額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

## 2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳			
合 計	円				
取得した財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購 入 時 期

注：本内訳に、領収書等を添付すること。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業） 交付額確定通知書

補助事業者 殿

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）については、平成 年 月 日付け第 号の実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第15条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

確 定 額 金 円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金〇〇〇〇〇円については、適正化法第18条第2項の規定により平成〇〇年〇〇月〇〇日までに返還することを命ずる。

環 境 大 臣 殿

(事業実施者)  
住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業) 精算(概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)の精算払(概算払)を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業) 交付要綱第14条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円  
2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位:円)

補助対象経費の区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額	請求額
	①	①

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義  
4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

注1 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。  
2 補助事業者が地方公共団体の場合、補助事業者については、「住所」「氏名又は名称」「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。